

「有機農業公開講座運営業務」委託仕様書

1 業務名

有機農業公開講座運営業務

2 業務目的

有機農業を目指す就農希望者、有機農業への転換希望農業者等を対象として、有機農業を経営する上で必要な栽培技術、販売、経営に関する知識を体系的に学ぶ場として有機農業公開講座（以下「講座」という。）を開設し、有機農業の担い手の育成・定着を図る。

3 委託期間

契約日から 2026 年 2 月 27 日（金）まで

4 講座の概要

(1) 受講者数

20 名程度

(2) 受講対象者

有機農業での就農希望者、有機農業の実践経験の浅い就農者、有機農業への転換希望者。

なお、県が別途指定する普及指導員、農業大学校関係者等、その他受講者以外の聴講者（20 名程度）の参加も可能とすること。

(3) 運営する財源

県からの委託費 1,318,000 円以内

(4) 研修体系

ア 有機農業に関する知識（栽培、流通、経営）習得のための講座の開催

- ・ 専門家による講座を開催し、有機農業を実践経営するために必要な知識を習得させる。
- ・ 講座内容は、有機農業の概要、有機農業での就農について、栽培技術（土づくりと施肥、病虫害雑草防除対策）、有機農産物の流通・販売の実態と販路拡大対策、有機 JAS 認証制度と活用、先進有機農家の講話、経営計画の作成を含むものとする。
- ・ 講座の初回は、オープン講座（本講座の受講者＋有機農業に関心のある県民を対象とする）と位置づけ、有機農業の概要、有機農業での就農を学ぶ内容とする。
- ・ 詳細は別紙参照のこと。

イ 経営計画作成のための個別相談

- ・ 個別の指導等により、5 年後を目標年度とする経営計画を完成させる。

(5) 研修の設営

ア 会場

愛知県立農業大学校（所在地：岡崎市美合町字並松 1－2）を主とする。視察

研修、個別相談等は必要があれば別会場の設定を可能とする。

※集合研修方式とする

※農業大学校の会場使用料は不要

イ 日程

- ・令和7年9月から令和8年2月のうち7日間（7回）開催する。90分を1コマとし、14コマ開催する。1日の講座は、午後1時から午後4時10分までを基本とする。ただし、個別相談等はその都度時間を設定すること。
- ・講座開催日は、別紙の日付を基本とするが、変更せざるを得ない場合は委託者である県と調整すること。

（6）経費負担

講座の実施に必要な講師謝金及び旅費、資料の印刷製本費については、受託者が負担する。受託者による経費支出は「6 経費等の使途」による。

5 業務の内容

（1）講座の企画・立案に関すること

講師の選定、確保、調整、講師間の講義内容の調整

受講者の習得状況の把握とフォローアップ手法の検討

講座の企画に付随するその他の業務

（2）講座の運営に関すること

講座の開催にあたり、次に掲げる事項を含む全体の運営を行う。

受講者の申込受付、講師候補者のリストアップ、スケジュール等の調整、謝金・旅費の支払い、講師からの講義データ受け取り、会場受付、司会進行、資料の印刷及び配布、写真撮影、開催記録の作成

（3）経営計画の作成指導

専門家等の講義により経営計画の作成指導を行うとともに、必要に応じ個別指導を実施する。

（4）受講者指導に付随すること

必要に応じ講座に参加し、受講者の状況を把握するとともに、個別指導を行う。

（5）1回の講座終了毎のアンケート調査の実施、結果の集計・分析

受講者を対象に各回アンケート調査を実施し、集計・分析し、2週間後までに提出する。なお、全7回を通じた調査結果を基に、次年度以降の開催に向けた提言を実績報告時に成果物として提出する。

（6）その他

ア （1）から（5）の業務の実施にあたっては、計画段階から県と随時打合せを行い、県の同意のもとその指示に従うこと。

イ （1）から（5）の業務において、専門家等への謝金や旅費の支払いが発生した場合は、適切かつ遅延なく執行すること。

ウ （1）から（5）に明記のない事項であっても、本事業の目的達成のために必要な事項については、県と協議の上、対応すること。

エ 受講者指導時に普及指導員の同席を許可するとともに、講座資料を人数分準備

し、配布すること。

6 経費等の使途

受託者は、委託料を以下の経費に充てるとともに、支出を明確に説明できるようにすること。

- (1) 講座の企画に係る謝金、旅費、賃金、消耗品費（取得価格 3 万円未満）、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、その他
- (2) 専門家による講演の謝金及び旅費、講座で使用する資料等の印刷製本費
- (3) 受講者指導に付随することに係る謝金、旅費、賃金、消耗品費（取得価格 3 万円未満）、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、その他

7 実績報告

委託業務を完了したときには、速やかに委託業務実績報告書を作成し、成果物とともに提出すること。

(1) 成果物

ア 実績報告書

「5 業務の内容」で示す項目について、実施内容を取りまとめて報告書を提出すること。

イ 参考資料

- ・講義資料
- ・各種打ち合わせ記録
- ・ヒアリング記録
- ・本業務で使用した各種文書

ウ その他県と協議の上、県が指定するもの

(2) 納品方法

- ・成果物は、A 4 判縦・横書き（作図等は適宜使用し、A 3 判の折込可）4 部とその内容を記録した電子媒体 2 部を提出すること。
- ・本業務における制作物については、その内容を記録した CD-R データ 2 部を提出すること。

(3) 納期

契約期間内に提出すること。

(4) 納入場所

愛知県農業水産局農政部農業経営課

(5) その他

- ・受託者は、成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ）を県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- ・納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わ

る一切の手続きを行うこと。

- ・ 県から経過報告を求められたときは、資料等の提出に対応すること。

8 その他の留意事項

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、事業内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、調査の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 本事業では別に、有機農業に係る新規就農相談を実施する予定であり、講座開催日に合わせて、受講者を対象として有識者等による相談を実施するため、本業務の実施にあたり留意すること。
- (3) 本事業は、特定の農林漁業者や企業、団体の利益追求のために実施するものではない。受託者は本事業の実施にあたり、支援を受けた者から費用を受領することはできないものとする。
- (4) 受託者は、本事業を通じて知り得た業務上の秘密や個人情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとし、本事業の実施以外の目的のために使用し、または第三者に漏えいしてはならない。
- (5) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従うこと。
- (6) 委託業務により得られた成果品に係る著作権は、発注者に帰属するものとする。ただし、受託者の著作権の行使について、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

回	日付	時間	講座内容	備考
1	9/12 (金)	13:00～13:15	開講式	初回のみオープン講座とする (200名)
		13:15～14:45	○有機農業の概要について	
		14:55～16:25	○有機農業での就農について	
2	10/1 (水)	13:00～14:30	○土づくりと土壌診断、施肥	
		14:40～16:10	○病虫害雑草防除対策	
3	10/27 (月)	13:00～14:30	○有機 J A S 認証制度と活用	
		14:40～16:10	○有機農産物の流通・販売の実態と販路拡大対策	
4	11/27 (木)	13:00～14:30	○先進有機農家の講話（水稻、野菜）	
		14:40～16:10		
5	12/25 (木)	13:00～14:30		
		14:40～16:10		
6	1/15 (木)	13:00～14:30	○経営計画の策定①	
		14:40～16:10		
7	2/19 (木)	13:00～14:30	○経営計画の策定②	
		14:40～16:10		
		16:10～16:25	閉講式	